

区自治協議会の制度改革について

1 項目及び改正案

項目	改正案	現行	理由
(1) 委員の年齢 (下限)	・ 満 18 歳以上	・ 満 20 歳以上	・ 若年層の参画促進に向けた環境整備を図るため。 (選挙権満 18 歳へ H28.6 施行)
(2) 委員推薦 会議の構成	・ 全号委員で構成する。 第 1 号委員 6 人、 第 2 号から第 5 号委員 は 1 人ずつ。 ただし、第 2 号から 第 5 号委員は、自号 委員を選考する際、 議決に加わらない。	・ 第 1 号委員 (コミ協) と第 4 号委員 (公募) で 10 人以内 (第 4 号 は全員)。	・ 公募委員の再応募に伴う 推薦会の辞退 (交代) をなくすため。 ・ 地域代表である第 1 号委員 を中心とした構成及び 第 2 号から第 5 号委員の バランスを考慮した構成 とするため。 ・ 第 2 号から第 5 号委員が 自号の選考をする際、 議決に加わらないことで、 公平性を担保するため。

2 スケジュール

平成 28 年 4 月以降	区自治協議会運営指針改正 各区関係要綱等の改正 新体制で次期 (第 6 期) 委員選出の準備を行う。
平成 28 年 11 月～	次期改選に向けた推薦会議スタート